省　令

○総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、令第一号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第四百十六号）の施行に伴い、並びに化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二十八条第二項の規定に基づき、及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）附則第四項の規定を実施するため、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第四項の表ＰＦＯＳ又はその塩の項、ＰＦＯＡ若しくはその異性体又はこれらの塩の項、ペルフルオロオクタン酸関連物質の項又はＰＦＨｘＳ若しくはその異性体又はこれらの塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月十二日

総務大臣　林　芳正
厚生労働大臣　上野賢一郎
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高
防衛大臣　小泉進次郎

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第四項の表ＰＦＯＳ又はその塩の項、ＰＦＯＡ若しくはその異性体又はこれらの塩の項、ペルフルオロオクタン酸関連物質の項又はＰＦＨｘＳ若しくはその異性体又はこれらの塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令（平成二十二年経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定（題名を含む。）の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第四項の表ＰＦＯＳ又はその塩の項等に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第四項の表ＰＦＯＳ又はその塩の項、ＰＦＯＡ若しくはその異性体又はこれらの塩の項、ペルフルオロオクタン酸関連物質の項又はＰＦＨｘＳ若しくはその異性体又はこれらの塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令
（定義） **第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一～三　（略） 四　汚染物　次に掲げる化学物質（以下この号において「ＰＦＯＳ等」という。）のいずれかを含む廃液又はＰＦＯＳ等のいずれかが付着している布その他の不要物をいう。 イ～ニ　（略） ホ　ペルフルオロ（ヘキサン－一－スルホン酸）関連物質	（定義） **第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一～三　（略） 四　汚染物　次に掲げる化学物質（以下この号において「ＰＦＯＳ等」という。）のいずれかを含む廃液又はＰＦＯＳ等のいずれかが付着している布その他の不要物をいう。 イ～ニ　（略） （新設）

附　則

この省令は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和八年六月十七日）から施行する。

法規的告示

○農林水産省告示第七百六十号

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十二号）第九条第六号の規定に基づき、災害にかかった農地に代わる農地を造成するのに要する標準的な費用の額の算定方法を次のように定める。

令和八年六月十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　復旧すべき農地面積を〇・六八二乗した値に一千を乗じて得た額に換算係数一・六一〇を乗ずるものとする。

二　前号の復旧すべき農地が中山間地域（農林業センサス規則（昭和四十四年農林省令第三十九号）により調査した中間農業地域及び山間農業地域をいう。以下同じ。）に位置する場合には、前号の規定により得た額に一・〇五を乗ずるものとする。

三　第一号における復旧すべき農地面積は、アール単位（小数点第四位以下は切り捨てる。）とし、第一号及び第二号により算定される金額は、千円単位（千円未満は切り捨てる。）とする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　第二号の規定は、令和八年四月七日以後に発生した災害に係る災害復旧事業について適用する。

3　令和七年六月二十日農林水産省告示第九百六十一号（災害にかかった農地に代わる農地を造成するのに要する標準的な費用の額の算定方法を定める件）は、廃止する。

4　この告示は、この告示の施行の日以後に発生した災害に係る災害復旧事業について適用し、同日前に発生した災害に係る災害復旧事業については、なお従前の例による。ただし、災害復旧事業が翌年度以降にわたる場合においては、本項の規定によりなお従前の例によるものとされた災害にかかった農地に代わる農地を造成するのに要する標準的な費用の額の算定方法と各年度における当該算定方法を踏まえた算定方法を用いる。